

市内事業者の皆さまへ

事業継続をサポートします！

補助額
最大 **20** 万円 事業者あたり1回限り

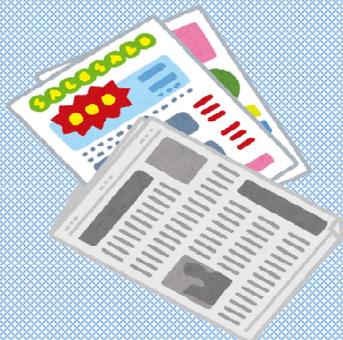
①対象事業者は・・・

- ・市内に事業所がある法人又は個人
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により売上が減少している事業者

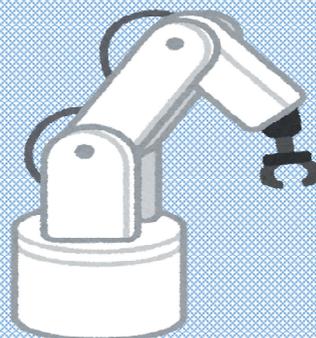
②対象事業は・・・

- ・販路開拓・拡大に関する事業
チラシ・DM作成・発送に要する経費など

- ・業務効率化、生産性・付加価値向上に関する事業
生産性向上に資する機械・設備の導入に要する経費など



- ・アフター-コロナ対応・新分野展開に関する事業
新商品・製品及びサービスの開発に要する経費など



- ・人材育成・確保に関する事業
スキルアップのための研修に要する経費など



詳細は裏面をご覧ください。右記 QR コードからアクセス！



本巢市事業者サポート補助金

本事業は、アフターコロナを見据えた市内事業者の皆さんの販路開拓・拡大、業務効率化、生産性・付加価値向上、アフターコロナ対応・新分野展開、人材育成・確保など様々な活動に係る経費の一部を補助します。

1. 対象事業者

- 1) 市内に事業所を有する法人又は個人であること及び今後も本市内で引き続き事業活動を営む予定である者
- 2) 新型コロナウイルス感染症により次のいずれかの影響を受けている者
 - ・(一般型) 令和3年7月から令和4年6月までの連続する3か月の売上の合計が、平成31年1月から令和2年2月までの連続する3か月売上の合計と比して10%以上減少していること
 - ・(開業型) 令和元年11月1日以降に開業した者で、開業以降の売上が高い上位3か月の平均と令和4年1月以降の売上が最も低い1か月と比して10%以上減少していること

2. 対象事業

- 1) 販路開拓・拡大に関する事業(ホームページの開設費、広告費、DM費など)
- 2) 業務効率化、生産性・付加価値向上に関する事業(生産性・付加価値向上に資する設備導入費用など)
- 3) アフターコロナ対応・新分野展開に関する事業(新商品・製品及びサービスの開発費用など)
- 4) 人材育成・確保に関する事業(スキルアップのための研修費用など(定期的な研修は除く))

3. 補助率及び補助限度額

- ・補助対象経費の10分の10の額とし、20万円を上限とします。
(1事業者あたり1回限り)

4. 申請書の受付期間

- ・令和4年7月1日(金)～令和4年12月28日(水)

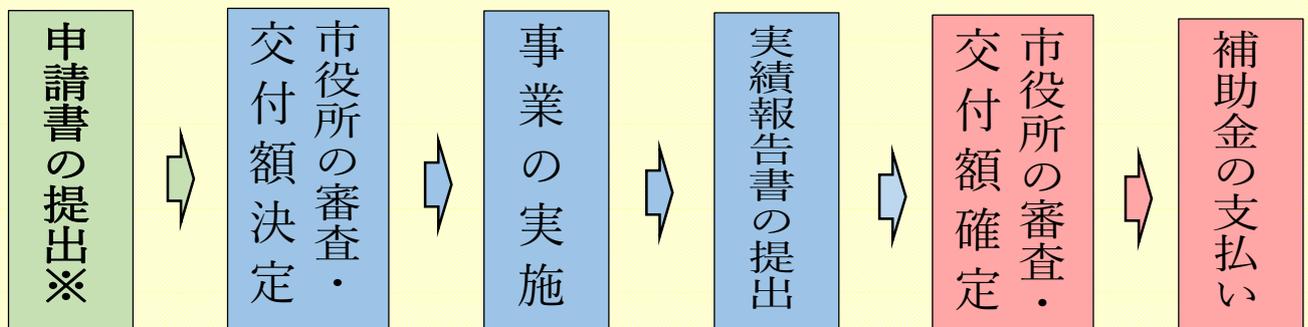
5. 目標値の設定

- ・本補助金の交付を受ける場合は目標値の設定が必要です。また、実績報告書提出時に実績値を報告していただきます。ただし、実績報告時にまだ実績値が把握できない場合、後日報告をしていただきます。

6. 実績報告書の提出期限

- ・完了後30日以内、または令和5年2月17日(金)のいずれか早い日まで

7. 補助金の流れ



※商工会員の方は、商工会窓口でご相談いただくことで手続きがスムーズになります。

【お問い合わせ先】

本巢市産業建設部 産業経済課 商工観光係 (本巢市役所系貫分庁舎)

電話番号：058-323-7756 FAX：058-323-1157

本巢市商工会 (本巢市役所系貫分庁舎東)

電話番号：058-323-1010 FAX：058-323-1093